

平成 29 年 10 月 26 日

消費者ネットおかやまと花園クリニックこと檜崎幹雄氏との訴訟に係る
請求の認諾について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者ネットおかやま（以下「原告」という。）が、がんの治療等を行う病院を経営する事業者である花園クリニックこと檜崎幹雄氏（以下「被告」という。）に対し、被告が消費者との間で樹状細胞療法によるがんの治療契約を締結するに際し、消費者に対して署名を求める被告作成の「花園クリニック治療同意書」（以下「本件同意書」という。）に記載されている、治療費の全額前払いを前提として、治療が途中で終了した場合の治療費の返還について、成分採血後はその治療費が全額自己負担となり、患者が前払いした治療費は一切返還されない旨を定める以下の契約条項（以下「本件契約条項」という。）が、消費者契約法第 9 条第 1 号及び第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、①本件契約条項の内容を含む意思表示を行わないこと、②本件契約条項が記載された本件同意書等の契約書雛形が印刷された契約書用紙を破棄すること及び③被告の従業員に対し、これらのことを指示する内容の書面を配布することを申し入れた事案である（平成 29 年 7 月 21 日付けで広島地方裁判所福山支部に対して訴えを提起）。

(本件契約条項)

進行がん・末期がんの場合、貴クリニック（注：被告）で治療を開始する前、あるいは治療中にもかかわらず、病気の自然経過・進行による突然の症状の悪化等によって予定していた治療が遂行できなかった場合、または予期せぬ副作用などによって予定していた治療が遂行できなかった場合があることを十分理解した上で治療に臨みます。その際、細胞の培養作業等によって既に発生した治療費用は返金しないことに同意いたします（※樹状細胞は、成分採血後、一度にまとまった量を作製するため、その時点で全額自己負担になります。）。

(2) 結果

被告は、平成 29 年 8 月 29 日の第 1 回口頭弁論において、原告の請求を認諾した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま（法人番号：2260005003094）

3. 事業者等の氏名又は名称

花園クリニックこと 檜崎幹雄

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を採った旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>